

各審議会における報告（案）について

○資料2－①

化学物質審議会安全対策部会

- ・「1, 2, 3, 4, 7, 8, 9, 10, 13, 13, 14, 14-ドデカクロロ-1, 4, 4a, 5, 6, 6a, 7, 10, 10a, 11, 12, 12a-ドデカヒドロ-1, 4:7, 10-ジメタノジベンゾ[a, e][8]アンヌレン（別名デクロランプラス）」を化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項に規定する第一種特定化学物質に指定することに伴う同法第25条に規定する当該化学物質が使用できる用途の指定について（案）

○資料2－②

中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会

- ・残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書改正に係る化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく追加措置について（第二次報告案）

「1, 2, 3, 4, 7, 8, 9, 10, 13, 13, 14, 14-ドデカクロロ-1, 4, 4a, 5, 6, 6a, 7, 10, 10a, 11, 12, 12a-ドデカヒドロ-1, 4:7, 10-ジメタノジベンゾ [a, e] [8] アンヌレン (別名デクロランプラス)」を化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項に規定する第一種特定化学物質に指定することに伴う同法第25条に規定する当該化学物質が使用できる用途の指定について (案)

年 月 日

化学物質審議会安全対策部会

標記について、以下のとおり決議する。

(1) 「1, 2, 3, 4, 7, 8, 9, 10, 13, 13, 14, 14-ドデカクロロ-1, 4, 4a, 5, 6, 6a, 7, 10, 10a, 11, 12, 12a-ドデカヒドロ-1, 4:7, 10-ジメタノジベンゾ [a, e] [8] アンヌレン (別名デクロランプラス)」について、法第25条に規定する政令で定めるべき用途は、以下のとおり。

化学物質	法第25条に規定する政令で定めるべき用途
「1, 2, 3, 4, 7, 8, 9, 10, 13, 13, 14, 14-ドデカクロロ-1, 4, 4a, 5, 6, 6a, 7, 10, 10a, 11, 12, 12a-ドデカヒドロ-1, 4:7, 10-ジメタノジベンゾ [a, e] [8] アンヌレン (別名デクロランプラス)」	・防衛産業で用いる断熱材の製造

※製品についての区分や表現の仕方等については、管理体制などの確認ができた場合等、必要に応じて変更すること。

**残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書改正に係る
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく追加措置について
(第二次報告案)**

令和●年●月●日

第 236 回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会¹において化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和 48 年法律第 117 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 項の第一種特定化学物質に該当するものと判定された化学物質について、第一種特定化学物質の指定と併せて、以下の所要の措置を講じることが適当であることを報告する。

なお、現時点で実態が不明な点については、パブリックコメント等により、新たな実態が判明した場合、追加的に措置を講じることについても検討すべきである。

1. 第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品について（法第 24 条第 1 項）

下表に示す化学物質が使用されている製品で、今後、我が国に輸入されるおそれがあり、使用の形態、廃棄の状況等からみて輸入を制限しない場合に環境汚染が生じるおそれがある下表に掲げる製品について、当該化学物質が使用されている場合には、輸入を禁止することが適当である。

¹ 令和 5 年度第 4 回薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会、化学物質審議会第 229 回審査部会との合同会合

第一種特定化学物質	製品
1, 2, 3, 4, 7, 8, 9, 10, 13, 13, 14, 14-ドデカクロロ-1, 4, 4a, 5, 6, 6a, 7, 10, 10a, 11, 12, 12a-ドデカヒドロ-1, 4:7, 10-ジメタノジベンゾ[a, e][8]アンヌレン(別名デクロランプラス)	・ 樹脂に防炎性能を与えるための調整添加剤 ・ シリコーンゴム ・ 潤滑油 ・ 接着剤及びテープ ・ 電気・電子製品の部品・ハウジング・電気配線・ケーブル
2-(2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4, 6-ビス(2-メチルブタン-2-イル)フェノール(別名UV-328)	・ 塗料及びワニス ・ 潤滑油 ・ 接着剤、テープ及びシーリング用の充填料 ・ プラスチック用紫外線吸収剤

※製品についての区分や表現の仕方等については、管理体制などの確認ができた場合等、必要に応じて変更すること。

2. 第一種特定化学物質を使用できる用途について（法第25条）

メトキシ[2, 2, 2-トリクロロ-1-(メトキシフェニル)エチル]ベンゼン(別名メトキシクロル)については、ストックホルム条約において特定の用途を除外する規定はなく、我が国においては製造、輸入等の実績が認められないことから、全ての用途について使用を禁止する措置を導入することが適当である。

また、2-(2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4, 6-ビス(2-メチルブタン-2-イル)フェノール(別名UV-328)については、他のものによる代替が困難な用途が存在しないため、全ての用途について使用を禁止する措置を導入することが適当である。

一方、1, 2, 3, 4, 7, 8, 9, 10, 13, 13, 14, 14-ドデカクロロ-1, 4, 4a, 5, 6, 6a, 7, 10, 10a, 11, 12, 12a-ドデカヒドロ-1, 4:7, 10-ジメタノジベンゾ[a, e][8]アンヌレン(別名デクロランプラス)については、他の物による代替が困難であり、かつ、第一種特定化学物質が使用されることにより、環境の汚染が生じて人の健康に係る被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害を生ずるおそれがあるとは言えないため、以下の用途について、第一種特定化学物質の使用を認めることが適当である。

第一種特定化学物質	用途
1, 2, 3, 4, 7, 8, 9, 10, 13, 13, 14, 14-ド デカクロロ-1, 4, 4 a, 5, 6, 6 a, 7, 10, 10 a, 11, 12, 12 a-ドデカヒ ドロ-1, 4 : 7, 10-ジメ タノジベンゾ [a, e] [8] アンヌレン (別名デクロラン プラス)	・ 防衛産業で用いる断熱材の製造

※用途についての表現の仕方は今後、変更がありうる。